

議員発案第 2 号

三条市議会委員会条例の一部改正について

三条市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月20日 提出

提 出 者 議会運営委員会

委 員 長 佐 藤 和 雄

記

### 三条市議会委員会条例の一部を改正する条例

三条市議会委員会条例（平成 17 年三条市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。  
第 20 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長として在職する間は、改正後の第 20 条の規定は適用せず、改正前の第 20 条の規定は、なおその効力を有する。

議員発案第2号参考

三条市議会委員会条例（抜粋）

（出席説明の要求）

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。